

東條委員提出資料

第 2 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 4 月 1 日)

平成 22 年 4 月 1 日

「建築基準法の見直しに関する検討会」意見

(社) 日本建築家協会
理事 東條隆郎

(1) 構造計算適合性判定制度の適用範囲

「構造計算適合性判定制度」は縮小へ

- 改正建築士法で設備設計一級建築士とともに構造設計一級建築士の制度が創設され、一定規模以上の建築物の構造設計については、構造設計一級建築士が自ら構造設計を行うか、構造設計一級建築士に構造関係規定への法適合確認を受けることが義務付けられた。

「構造計算適合性判定制度」は、上記制度が整えられる前の段階において、必ずしも高度な専門能力を有する専門家でない設計者の設計に対して、適合性判定者審査に合格した専門家が、設計の考え方を大局的観点からチェックを行う目的で創設されたはずのものである。

この点を鑑みれば、「高度な専門能力を有する専門家が関与し責任を持つ法適合確認」制度が整えられた現時点にあっては、適合性判定制度の目的は「法適合確認制度」が満たしていることになり、「適合性判定制度」は大幅に縮小又は終了しても良いものとする。さらに今回の「簡素化＋厳罰化」の主旨は、「間違いや違反には厳罰とするものの、信頼できるものにはまかせて簡素化する」ことであれば、構造設計一級建築士による「法適合確認制度」に一本化することがその主旨に沿ったものとする。この先、約 2、3 年は「構造計算適合性判定制度」と「法適合確認制度」を併存し、その中で「法適合確認制度」の熟度を見据え「構造計算適合性判定制度」は大幅に縮小又は終了することが望ましいと考える。

構造設計は建物の大小に関わらず高度な知見と判断を必要とする。建築の創造性を育み、安心・安全で質の高い建築を創る上で、全ての建物の構造設計には構造設計一級建築士が関わることを望ましい

と考える。

- ・ この課題に関連し、伝統木造構法について

伝統木造構法による建築物が改正基準法施行とともにその建設数が減少している。木造 2 階建てであっても限界耐力計算による構造計算をすることで建設が可能となっているが、構造計算適合性判定も受けなければならない。しかし木造の限界耐力計算設計を行える設計者は極めて少ないことと共に、審査を受けるためには、構造計算にかかる費用と審査にかかる費用が木造建築にしては多額になることと、長期の審査期間、審査が出来る審査機関が限定されていることなどにより多くの課題を抱えている。

伝統木造構法は日本の貴重な伝統文化の一つであるばかりでなく、日本の林業の再生や、地場産業の振興、地域文化の発展に寄与する事、地球環境における CO₂ の固定化にも寄与することが期待される。今後の検討を進めていく中で、伝統木造構法が建築基準法の中での的確に位置づけられることを望む。

(2) 建築確認審査期間に係る法定期間

審査期間に係る法定期間は 35 日以内を目指すべき

- ・ 運用改善案にある、確認審査と構造計算適合性判定審査の「平行審査」が可能となることや、審査機関の審査バラツキ是正・審査員への指導等の改善により確認審査の迅速化が図られることが期待できる。また、構造設計一級建築士が関わることで役割も明確になり迅速化にも繋がることとなり、適判対象建築物にあっても法第 6 条第 4 項にある審査期間に係るは 35 日以内を目指すべきものとする。
- ・ 審査期間内に適切に審査するためには、公共確認審査機関、指定確認審査機関の審査能力向上・資質レベルの統一等図る必要があり、責任ある立場での設計・現場監督経験を必須条件の規定として、官民挙げての能力開発体制の構築が急務であるとする。また、設計者側である「一級建築士」・「構造設計一級建築士」・「設備設計一級建築士」には建築確認審査に対し、当然のこととして不備の無い適切

な申請図書を作成することや的確に明瞭に説明できる能力が必要であり、「継続的な研鑽」が求められることは言うまでも無い。

- ・ 地域により指定構造計算適合性判定機関の数にバラツキがある。一部の地域では一つの適判機関しか指定されていない場合があり選択の余地がなく、審査に時間がかかる場合もあることから、複数の構造計算適合性判定機関から選択できるよう改善されたい。また、複数あることで、審査機関の審査能力向上・資質レベルの統一等にも繋がることも期待できると考える。

(3) 厳罰化

「罰則」は業務に係る主体（自治体、事業者・発注者、専門家他）の義務と責任と地位とが明瞭な体系の基盤が前提

- ・ 「罰則」は業務に係る主体（自治体、事業者・発注者、専門家他）の義務と責任と地位とが明瞭な体系の基盤が前提である。この中の専門家においては「責任と誇り」を持つ建築士としての使命感と技術研鑽等を健全に促す法体系の運用が基本であり、性善説に基づいたものでなければならない。法令違反には「意図的」あるいは「故意」による法令違反と「過失」あるいは「解釈の相違」による法令違反とが存在し、前者は性善説に基づいた法体系を著しく揺るがすものであり、規範レベル維持を強く促す趣旨として「厳罰化」はあるべきである。また、後者に対して「罰則」は自ずと前者とは区別して考慮すべきものであり、ただ、「罰則」のみが制度化・運用されることでは良質な建築を創ろうとするものの意識と建築の質の向上には繋がらない。責任と権限の明瞭化と責任を取れるだけの適正な「報酬」および「社会からの評価」が必要である

また、設計者側に十分に責任を負える体制を確立するためにも。「設計者責任賠償保険」の加入義務化も検討していく必要がある。

- ・ 次に事業者・発注者においても建築は個人の財産であるとしても、社会的資産を創る主体としての権限・義務・責任がある。専門家にそれを実現するための業務を委任するにせよ、発注者としての権限

は大きく一定の責任は求められると考える。また、現在議論が進められている「建築基本法」制定の動きの中で、業務に関わる主体（国、自治体、建築主・事業者、専門家他）の権利・義務・責任等明瞭な体系が形作られるよう望む。

（４）その他

設備設計一級建築士による設計への関与について

- ・ 構造設計一級建築士とともに位置づけられた設備設計一級建築士有資格者は現在約 3700 人であり、建築設備の設計のみならず法適合確認業務を担うことになったが、その大半が首都圏や大阪圏に集中し地方ではその絶対数が不足している。また、その有資格者の約半数以下が設計事務所に所属していると言われている。一方、設備に関する専門技術を持った「建築設備士」は現在約 34000 人おり、現実の建築設備設計・工事監理の業務を支えてきているという実態がある。また、現在地球環境保全・地球温暖化防止という大きな課題に対し、建築分野では建築士とともに建築設備の専門家としてその役割は益々大きくなってきていると言える。今後、建築設備士の活用も含め抜本的な資格整備の取り組みを望むものである。

質の高い建築やまちなみを創り出していくための資格制度の再構築

- ・ J I A 日本建築家協会は職能団体として創設以来、建築の設計・監理に携わる専門家として、職能・資格の向上と質の高い社会的資産の提供へ向けて、建築家の国家資格制度を確立することを中心活動の一つとして捉え提言や活動をしてきている。

J I A は、建築士法改正の検討段階でのいろいろな議論の中で、設備・構造（エンジニア）分野での専門資格の必要性とともに、現状約 30 万人登録されている一級建築士資格者の中の「もっぱら日ごろより設計・監理に携わる建築士」の人たちの職能・資格の必要性を提言してきているところである。この「もっぱら日ごろより設計・監理に携わる建築士」を「諸与件を総合的に形に纏める職能」として各専門職能を「統括」する能力をそなえた職能技術者として再定

義する時期に来ていると考えており、専門分野の資格が生まれその役割の重要性とともに、これらを横断的に「統括」する職能・資格の必要性も十分に理解されるものと考ええる。この職能の呼称は、現状の「構造設計一級建築士」・「設備設計一級建築士」とともに横並びで「統括設計一級建築士」として、職能と資格とが国民に一体的に見える定義付けが為される必要がある。さらに、将来的には本来の資格法である建築士法の中に「統括建築士（建築家）」という、U I A（国際建築家連合）基準と同等な資格として国民に明瞭に公示するとともに、国際的にも受け入れられる資格にしていくことを提言する。

社会的資産・文化的資産として質の高い建築やまちなみを創り出していくことが求められている現在、これらに深く携わる関係者（国、自治体、建築主・事業者、専門家他）の権利と責務・義務が明示され、その中で建築の資格に関わる制度が再構築されることを強く望むものである。